

令和5年度吉岡地区道路整備方針等作成業務委託候補者審査要領

(設置)

第1条 この要綱は、令和5年度吉岡地区道路整備方針等作成業務を実施するにあたり、プロポーザル方式により、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を厳正かつ公正に決定するため、令和5年度吉岡地区道路整備方針等作成業務委託候補者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、審査を行う。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 提案書等の審査及び受託候補者の決定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、選考に関し必要な事務

(組織)

第3条 委員会は、委員7人で構成し、職員のうちから町長が任命する。

2 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 副町長
- (2) 総務課長
- (3) 財政課長
- (4) 健康推進課長
- (5) 都市建設課長
- (6) 商工観光課長
- (7) 教育総務課長

3 委員会の委員の任期は、任命の日から令和5年度吉岡地区道路整備方針等作成業務の契約締結の日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、副町長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席によって成立する。ただし、委員がやむを得ず出席できない場合は、あらかじめ委員長の承認を得て、自らの所属の職員を代理出席させ、選定および議決に加えることができる。

3 会議において議決を行う場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(選定の方法)

第6条 委員は、他の委員の意見に影響を受けることなく独自性を確保した上で、公平・公正に選定を行わなければならない。

- 2 提出書類に基づいた提案内容についての説明及び質問等により各委員が審査を行う。

- 3 審査項目及び配点は、令和5年度吉岡地区道路整備方針等作成業務採点表（別表1）によるものとし、出席した全ての委員の採点の合計点数が最も高い提案者を受託候補者に選定する。

- 4 前項の規定により選定された提案者の各委員における合計点数の平均が60点に満たない場合は、委員会において適格または不適格の再審査を行うものとし、委員の過半数が適格と判断した場合に限り受託候補者に選定する。

(選定結果)

第7条 審査結果については、提案者に書面により通知するとともに、大和町ホームページにて。受託候補者を公表する。また、審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営の議事に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和5年7月18日から施行し、当該プロポーザルに係る業務の契約の締結の日をもって、その効力を失う。

別紙 1

令和 5 年度吉岡地区道路整備方針等作成業務採点表

提案項目	審査内容	点数
会社としての業務実績 (10 点)	「都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」の策定実績がどの程度あるか。 ※県内において上記の実績が 3 件以上ある場合を満点とする。	/10
管理技術者・主担当技術者の実績 (10 点)	管理技術者、主担当技術者が「都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」の策定実績がどの程度あるか。	/10
管理技術者等の保有資格 (5 点)	技術士（建設部門：都市及び地方計画）・R C C M（都市計画及び地方計画）や、その他資格の保有状況により審査	/5
業務の実施体制、管理体制等について (5 点)	業務の目的、条件、内容の理解した上で、適切な技術者の配置がされているかを審査	/5
テーマ 1：中町周辺エリアの交通状況の整理と道路整備方針の作成方法についての企画提案 (30 点)	業務の目的、条件、内容の理解した上で、交通状況の整理と道路整備方針をどのように作成していくかについて、テーマに沿った提案がされているかを審査	/30
テーマ 2：道路整備による沿道土地利用とにぎわい創出の可能性の検討方法についての企画提案 (30 点)	業務の目的、条件、内容の理解した上で、道路整備によってどのように沿道土地利用とにぎわい創出の可能性の検討をしていくかについて、テーマに沿った提案がされているかを審査	/30
参考業務積算見積書 (10 点)	提案内容に対する見積金額の妥当性を審査	/10
合 計	100 点満点	/100